



島根県報

令和5年4月25日（火）

第 4 0 7 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則 (水 産 課) 2

【告 示】

土地改良区の役員の就任の届出 (農 村 整 備 課) 2

県営土地改良事業計画の決定（4件） (") 3

保安林の指定（2件） (森 林 整 備 課) 4

指定施業要件の変更予定保安林 (") 5

森林法第189条の規定による告示及び掲示 (") 5

【公 告】

第5期島根県総合防災情報システム調達に係る事業予定者を決定するための提 (消 防 総 務 課) 7

案競技の実施

特別保護地区の保護に関する指針の案の縦覧 (農山漁村振興課) 12

公共測量の終了 (技 術 管 理 課) 13

開発行為に関する工事の完了 (都 市 計 画 課) 13

【特定調達公告】

島根県立中央病院医療廃棄物等処理業務委託に係る一般競争入札の落札者等 (病 院 局) 14

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センターにおける灯油の購入に係 (") 14

る一般競争入札の落札者等

公布された条例等のあらまし

◇島根県漁業調整規則の一部を改正する規則（規則第46号）

1 規則の概要

- (1) ひき縄釣漁業を営もうとする者は、知事の許可を要しないこととした。（第4条関係）
- (2) 水産動物の採捕の禁止区域に係る規定の整備（第37条関係）
 - ア 殻長10センチメートルを越えるあわびに係る規定の削除
 - イ なまこの採捕の禁止区域を中海及び境水道とすること。
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(2)については、令和5年9月1日から施行することとした。

規 則

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月25日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第46号

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則

島根県漁業調整規則（令和2年島根県規則第93号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第18号から第20号まで」を「第17号から第19号まで」に改め、同項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「第17号」を「第16号」に改める。

第8条第1項中「第17号」を「第16号」に改める。

第36条の表^{（高津川支流）}_{匹 見 川}の項中「紙祖」を「紙祖地内」に、「加令谷川まで」を「加令谷川」に改める。

第37条第1項の表中第21号を削り、第22号を第21号とし、第23号を第22号とし、第24号を第23号とし、同表第25号中「海面」を「中海及び境水道」に改め、同号を同表第24号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第37条第1項の表の改正規定は、令和5年9月1日から施行する。（経過措置）
- 2 この規則の各改正規定の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

告 示

島根県告示第309号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年4月25日

島根県知事 丸 山 達 也

江津市土地改良区

- 1 就任した役員の氏名及び住所

理事

中村 中 江津市嘉久志町イ650番地

2 就任年月日

令和5年4月3日

島根県告示第310号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年4月25日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
小谷奥池地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	松江市役所

島根県告示第311号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年4月25日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
浜田東部地区農用地保全施設整備事業（県営中山間地域農業農村総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	浜田市役所

島根県告示第312号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年4月25日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
大門池地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

整備事業))			
---------	--	--	--

島根県告示第313号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年4月25日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
八所地区区画整理事業（県営農地整備事業（中山間地域型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

島根県告示第314号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年4月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

浜田市相生町1559、3096

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第315号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年4月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町上西椎並崎ノ一11、13から15まで、16-1、28、29、31-2、32-1、33

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

隠岐の島町上西椎並ノ一11・15・16ー1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第316号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年4月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第317号

令和5年島根県告示第145号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を隠岐の島町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和5年4月25日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方
隠岐郡隠岐の島町那久路牛川127-2、130-1、133、136-1、長尾411-1、411-2	坂田 忠義
隠岐郡隠岐の島町那久路牛川131、135-1	坂田 隆成
隠岐郡隠岐の島町那久路牛川140	原 友次郎
隠岐郡隠岐の島町那久路牛川142-1から142-3まで	齋藤 久吾
隠岐郡隠岐の島町那久路牛川143、牛加147	齋藤 幸雄
隠岐郡隠岐の島町那久路牛川144、長尾413、414-1、奥牛川424、424-1、425	藤田 直
隠岐郡隠岐の島町那久路牛加146、147	瀬尾 淨
隠岐郡隠岐の島町那久路牛加149、154-1、156、157、長尾412-2、奥牛川428、奥若尾429、430-5	齋藤 博久
隠岐郡隠岐の島町那久路牛加153から155まで、神田180-続1	永海 克彦
隠岐郡隠岐の島町那久路牛加161	齋藤 ミツ子 永海 菊之
隠岐郡隠岐の島町那久路若尾口168、掛川201、202-2、202-3、203、205、205-1、206	斉藤 薫治
隠岐郡隠岐の島町那久路若尾口173	斉藤 兼市
隠岐郡隠岐の島町那久路若尾口174-1、175、175-1、176-2	藤田 健
隠岐郡隠岐の島町那久路若尾口174-2、175-2、176-1	玉田 岩藏
隠岐郡隠岐の島町那久路若尾口177-4	原 丈七
隠岐郡隠岐の島町那久路神田179、181	石田 強
隠岐郡隠岐の島町那久路神田179-内1、179-内2	齋藤 亀一
隠岐郡隠岐の島町那久路神田180、516	石田 健藏
隠岐郡隠岐の島町那久路神田185	齋藤 増一
隠岐郡隠岐の島町那久路神田188、189-1、189-2	奥村金銭貸付合名会社
隠岐郡隠岐の島町那久路掛川198	永海 丹
隠岐郡隠岐の島町那久路掛川199、奥牛川426-4から426-6まで	齋藤 眞一
隠岐郡隠岐の島町那久路掛川204	森 貞子
隠岐郡隠岐の島町那久路コモ澤221、223-1、223-2	斉藤 し津香
隠岐郡隠岐の島町那久路コモ澤226-1	金坂 ノリコ 野津 スイコ 野津 輝道
隠岐郡隠岐の島町那久路コモ澤226-4、226-7	斉藤 薫治
隠岐郡隠岐の島町那久路コモ澤226-6、沢右453、453-1、453-2	永海 正和
隠岐郡隠岐の島町那久路奥牛川426-1から426-3まで	宮部 正利
隠岐郡隠岐の島町那久路奥牛川427	柳原 稔

隠岐郡隠岐の島町那久路安床431-1	松野 恵子
隠岐郡隠岐の島町那久路安床434	齋藤 登
隠岐郡隠岐の島町那久路下栗畑440	齋藤 繁
隠岐郡隠岐の島町那久路下栗畑441-4	永海 克彦
隠岐郡隠岐の島町那久路栗畑443から446まで、443-2、443-3、443-5、446-内1、449、松尾476-1	寺道 敏郎
隠岐郡隠岐の島町那久路栗畑443-1、443-4	寺道 巖夫
隠岐郡隠岐の島町那久路沢右450-1、450-2	寺道 才太郎
隠岐郡隠岐の島町那久路沢右451-1、461-1	永海 千春
隠岐郡隠岐の島町那久路沢右454-1、454-2	齋藤 兼市
隠岐郡隠岐の島町那久路沢右455-2、455-4	原 由直
隠岐郡隠岐の島町那久路沢右456-1	石田 健蔵
隠岐郡隠岐の島町那久路沢右464-1、464-3、464-4、水ノ本477-1、477-3	安部 貞徳
隠岐郡隠岐の島町那久路沢右465-1、465-3、松尾475-1から475-4まで	柳原 コサト
隠岐郡隠岐の島町那久路蛇谷468-2、大平469-1、469-2	春馬 マサ子
隠岐郡隠岐の島町那久路大平472、水ノ本482-1、仲ノ山483-1から483-3まで、484-2から484-4まで、一ノ越499-8	芦谷 丈夫
隠岐郡隠岐の島町那久路松尾476-2、476-3、476-5	八幡 喜彦
隠岐郡隠岐の島町那久路水ノ本480-1、480-2	田平 峰子
隠岐郡隠岐の島町那久路水ノ本481	菊池 穆

公 告

第5期島根県総合防災情報システム調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和5年4月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

第5期島根県総合防災情報システム調達

(2) 内容

第5期島根県総合防災情報システムのシステム構築及び運用保守業務

(3) 仕様

別紙「第5期島根県総合防災情報システム調達業務 提案競技仕様書」による。

(4) 期間

構築業務（システム開発から稼働まで）：契約締結の日の翌日から令和6年3月31日まで

運用保守業務：令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(5) 予算額

総額 384,081,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

各年度の支払い限度額は下記表のとおり。

内容・期間	年度	上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
構築業務（システム開発から稼動まで）： 契約締結の日の翌日から令和6年3月31日まで	令和5年度	260,189,000円
運用保守業務： 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	123,892,000円
合計		384,081,000円

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- キ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- ケ この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。
- コ 国際標準化機構が定めた規格ISO9001の認証を受けた者であること。
- サ 国際標準化機構が定めた規格ISO27001の認証を受けた者であること。
- シ 下記業務等の受注実績があること。
 - (7) 発注者：国・都道府県・政令指定都市
 - (4) 業務等の内容：防災関係システムの開発・運用保守業務
 - 防災関係システムとは下記機能を全て有するシステムとする。
 - a 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条に規定される被害状況等の情報を共有する機能
 - b Lアラートへ避難所情報等を配信する機能

(f) 実績の期間：平成30年度以降に開発・運用保守業務が完了したもの

なお、平成30年度以降にシステムの開発業務を適切に完了し、現在、運用保守業務が継続中のものも実績に含めてよい。

※共同企業体にあつては、共同企業体又は構成員単体で上記の業務等の受注実績があること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の契約不適合責任

(フ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからクに該当すること。

エ 構成員のうち少なくとも1社は、(1)のシに示す受注実績を有すること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの提案競技に参加していないこと。

3 提案競技説明に関する事項

(1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎6階）

島根県防災部消防総務課防災通信係

電話 0852-22-5889

FAX 0852-22-5930

電子メール bousai-sys@pref.shimane.lg.jp

(2) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

配布場所に設置する提案競技説明書受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部配布する。

なお、守秘義務の遵守に関する誓約書の様式は、島根県ホームページからのダウンロード又は配布場所での配布により提供する。

ア 配布期間

令和5年4月25日（火）から同年5月26日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

(1)に同じ。

(3) 提案競技説明会

ア 日時

令和5年5月1日（月）午後1時30分から

イ 方式

対面方式とWeb方式を組み合わせたハイブリット方式で開催する。

ウ 場所

島根県松江市殿町1番地

島根県庁 本庁舎6階 防災センター室

エ その他

Web方式で参加しようとする者は、事前に前記(1)の電子メールにその旨を記載し、送信することとし、県から通知された説明会の会議URL、ID及びパスワードにより提案競技説明会に参加すること。

4 提出書類

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加申込書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

ウ 法人登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

エ 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

オ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

カ 国際標準化機構が定めた規格ISO9001の認証取得登録証の写し 1部

キ 国際標準化機構が定めた規格ISO27001の認証取得登録証の写し 1部

ク 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

ケ 2の(1)のシを確認できる書類 1部

(7) 契約書・仕様書（写しも可）

(4) 検査済証等、発注者が作成したもの

(5) 発注者が証明したもの（写しも可）

(6) コリンズの「工事カルテ（写）」又は「登録内容確認書（写）」（いずれも竣工登録に限る。）

※(7)から(6)の複数資料の組み合わせも可

コ 提案書 10部

サ 見積書 1部

(2) 提出書類の形式

第5期島根県総合防災情報システム調達に係る提案競技説明書（提案競技実施要綱）による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

4の(1)のアからケの書類については、令和5年5月26日（金）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日の

午後5時までに必着のこと。)

4の(1)のロ及びサの書類については、令和5年6月8日(木)午後5時まで(郵送の場合は書留とし、同日の午後5時までに必着のこと。)

ウ 提出先

3の(1)に同じ。

5 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること(ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。)
- (2) 提出期限は、令和5年5月12日(金)午後5時までとする。
- (3) 提出先は3の(1)に同じとする。
- (4) 質問に対する回答は、令和5年5月19日(金)までに、提案競技説明書受領者全員に対し、ファックス又は電子メールにより通知する。

6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、令和5年6月2日(金)までに、郵送にて通知する。

7 選定方法

- (1) 別に設置する第5期島根県総合防災情報システム調達に係る提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。
- (2) 評価については、以下の点を考慮する。
 - ア システムの利用性
操作や運用が簡単か。事務負担がかからないか。容易に閲覧できWebアクセシビリティに配慮がされているか。
 - イ システムの管理性
障害に対する稼働性の確保がなされているか。情報セキュリティに対する信頼性が確保されているか。システム管理が容易で負担がかからないか。
 - ウ システムの保守性・拡張性・可変性
システムの機能・性能拡張等に対して柔軟に対応できるか。仕様等の変更による将来の費用発生への考え方・システム対応方法が有効であるか。
 - エ システム開発・運用方法
開発者の開発体制、開発方法、移行方法等は適切か。適切な管理について配慮されているか。
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書の内容について必要に応じ提案者によるプレゼンテーション又はヒアリングを行う。
- (5) プレゼンテーション又はヒアリングの日程等については、提案競技参加者に別途通知する。
- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案競技に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。

- (6) 島根県が実施する入札について公告日から審査委員会の審査までの間に指名停止の措置を受けたとき（共同企業体においては、その構成員がこの期間中に指名停止の措置を受けた場合を含む。）。
- (7) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と協議を行い合意の上、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約予定者の資格

契約予定者は、島根県が実施する入札について審査委員会の審査から契約締結までの間において指名停止の措置を受けた者でないこと（共同企業体においては、構成員がこの期間中に指名停止の措置を受けた者でないこと。）。

(3) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(4) 前金払い

1の(5)に示す令和5年度の予算額の範囲内で、前金払いの請求があった場合において発注者がその必要があると認めた場合、費用の100分の30に相当する額の範囲内で前金払いを行うことができる。

(5) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(6) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

10 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語、通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用、ヒアリング及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) その他詳細は、第5期島根県総合防災情報システム調達に係る提案競技説明書（提案競技実施要綱）による。

11 提案競技に関する問い合わせ先

3の(1)に同じ。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required: Development and operation maintenance for Shimane Prefectural Government disaster prevention and information sharing system 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents: June 8th, 2023 by 5:00 p.m.
- (3) For further details contact: Fire Fighting Coordination Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan
TEL: 0852-22-5889

地区の指定をしようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により公告し、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該指定に係る区域の住民及び利害関係人は、同法第29条第4項において準用する同法第28条第5項の規定により、縦覧の期間が経過する日までの間に、知事に当該指針の案についての意見書を提出することができる。

令和5年4月25日

島根県知事 丸山達也

1 指定をしようとする特別保護地区の名称、区域、存続期間及び指針の案

特別保護地区の名称	区 域	存 続 期 間	指 針 の 案
万寿寺鳥獣保護区特別保護地区	松江市の一部	令和5年11月1日から 令和15年10月31日まで	掲載を省略し、島根県庁及び東部農林水産振興センターに備え置いて縦覧に供する。

2 縦覧の期間

令和5年4月25日から令和5年5月9日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年2月28日に終了した旨国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年4月25日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測深）

2 作業期間

令和4年8月18日から令和5年2月28日まで

3 作業地域

高津川直轄管理区間

安富・横田・向井横田地区、奥ヶ野地区

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年4月25日

島根県知事 丸山達也

1 開発区域

安来市島田町字榎戸755番4、755番1

面積 339.71平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市島田町739番地1

佐伯 政和

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年4月25日

島根県立中央病院 病院長 小 阪 真 二

1 調達件名及び数量

島根県立中央病院医療廃棄物等処理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部施設管理課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 落札者を決定した日

令和5年3月22日

4 落札者の氏名及び住所

アースサポート株式会社 代表取締役 尾崎 俊也 島根県松江市八幡町882番地2

5 落札金額

143,526,240円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和5年2月7日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年4月25日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

1 物品名、規格及び予定数量

灯油 J I S 1 号 602キロリットル

内訳 島根県立中央病院 252キロリットル

島根県立こころの医療センター 350キロリットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 落札者を決定した日

令和5年3月23日

4 落札者の氏名及び住所

朝日エナジー有限公司 代表取締役 白石 邦宏 愛媛県今治市古谷甲548番地1

5 落札金額

灯油1キロリットル当たり 79,090円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和5年2月7日